

議員提出第6号議案

区立湯河原区民保養所の「総合委託」業者選定事務の調査特別委員
会設置に関する決議

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第13条の規定により提出する。

平成17年6月7日

提出者

足立区議会議員	大	島	芳	江
同	針	谷	み	き
同	伊	藤	和	彦
同	ぬ	か	が	和
同	渡	辺	修	次
同	鈴	木	秀	三
同	橋	本	ミ	チ
同	さ	と	う	純
同	三	好	す	み
同	松	尾	か	つ

足立区議会議長 新井 ひでお 様

(提案理由)

区立湯河原区民保養所の「総合委託」業者選定事務の調査特別委員会を設置し、地方自治法第100条第1項の調査を委任するため、本案を提出する。

区立湯河原区民保養所の「総合委託」業者選定事務の調査
特別委員会設置に関する決議

地方自治法第100条第1項の規定により、下記のとおり湯河原区民保養所「総合委託」業者選定事務に関する調査を行うものとする。

記

1 調査事項

- (1) 湯河原区民保養所「総合委託」業者変更に関する調査について
- (2) 湯河原区民保養所「総合委託」業者選定に関する調査について

2 特別委員会の設置

本調査は、地方自治法第110条及び足立区議会委員会条例第5条の規定により、委員14名で構成する湯河原区民保養所「総合委託」業者選定事務調査特別委員会を設置し、これに付託して行う。

3 調査権限

- (1) 本議会は、1に掲げる事項の調査をなすため必要があるときは、地方自治法第100条第1項の規定により、選挙人その他の関係人の出頭、証言及び記録の提出を請求する権限並びに同条第10項の規定により、団体等に対し照会をし又は記録の送付を求める権限を本特別委員会に委任する。
- (2) 本議会は、1に掲げる事項の調査をなすため必要があるときは、地方自治法第98条第1項の規定により、1に掲げる事項に関する書類及び計算書を検閲し、区長その他の執行機関の報告を請求して、事務の管理、議決の執行及び出納を検査する権限を本特別委員会に委任する。
- (3) 本議会は、1に掲げる事項の調査をなすため必要があるときは、地方自治法第98条第2項の規定により、監査委員に対し、1に掲げる事項に関する監査を求め、監査の結果に関する報告を請求する権限を本特別委員会に委任する。

4 調査期限

本特別委員会は、1に掲げる事項の調査が終了するまでは、閉会中も、なお、調査することができる。

5 調査経費

本特別委員会に要する経費は、本年度においては200万円以内とする。

以上、決議する。

平成 年 月 日

足 立 区 議 会